



発行 新潟県

第57号

平成27年7月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1017 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示の一部改正(法務文書課)
- 1018 歳入の徴収事務の委託(基幹病院整備室)
- 1019 種畜証明書の書換えをした旨の通報(畜産課)
- 1020 土地改良区連合役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1021 管理規程の認可(農地計画課)
- 1022 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 1023 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 1024 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1025 換地処分届出(農地整備課)
- 1026 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1027 基本測量の実施通知(監理課)
- 1028 公共測量の実施通知(監理課)
- 1029 公共測量の終了通知(監理課)
- 1030 道路の区域変更(道路管理課)
- 1031 道路の供用開始(道路管理課)
- 1032 道路の区域変更(道路管理課)
- 1033 道路の供用開始(道路管理課)
- 1034 道路の区域変更(道路管理課)
- 1035 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 一般競争入札の実施(廃棄物対策課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)
- 公聴会の開催の中止(都市政策課)
- 公聴会の開催の中止(都市政策課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

- 新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務プロポーザルの実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の中止(病院局総務課)

選挙管理委員会規程

- 9 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

公安委員会告示

78 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第1017号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成21年10月新潟県告示第1284号）の一部を次のとおり改正し、平成27年9月10日以後に実施する試験から適用する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表中

「

クリーニング師試験	〃	〃	生活衛生課及び受験者の住所地を管轄する保健所（ただし、新潟市保健所を除く。）
製菓衛生師試験	〃	〃	生活衛生課

」を

「

クリーニング師試験	〃	〃	生活衛生課及び受験者の住所地を管轄する保健所（ただし、新潟市保健所を除く。）
製菓衛生師試験	〃	〃	〃

」に

改める。

◎新潟県告示第1018号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 委託した事務

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）別表6の項(1)から(3)に規定する手数料の徴収に関する事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

一般財団法人新潟県地域医療推進機構

新潟市中央区新光町4番地1

3 委託の始期

平成27年6月1日

◎新潟県告示第1019号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書
の書換交付をした旨の通報があった。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
31215010003	種畜の飼養者の住所及び氏名 又は名称の変更	新潟県村上市笹平2315 太平洋ブリーディング株式 会社 雪国牧場	新潟県村上市笹平2315 (有) 雪国牧場
31415050004	種畜の飼養者の住所及び氏名 又は名称の変更	新潟県村上市笹平2315 太平洋ブリーディング株式 会社 雪国牧場	新潟県村上市笹平2315 (有) 雪国牧場
31415050002	種畜の飼養者の住所及び氏名 又は名称の変更	新潟県村上市笹平2315 太平洋ブリーディング株式 会社 雪国牧場	新潟県村上市笹平2315 (有) 雪国牧場
31415050001	種畜の飼養者の住所及び氏名 又は名称の変更	新潟県村上市笹平2315 太平洋ブリーディング株式 会社 雪国牧場	新潟県村上市笹平2315 (有) 雪国牧場

◎新潟県告示第1020号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年7月24日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	阿賀野市分田 886 番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山 1 丁目 5 番 10 号	加藤 豊
〃	新発田市池之端 1234 番地	姉崎 康司
〃	阿賀野市上山屋 1 番地	古川 重夫
〃	阿賀野市発久 209 番地	中山 一巳
〃	阿賀野市五郎巻 1669 番地	小林 忠孝
監事	阿賀野市川前 21 番地	田村 助栄
〃	新潟市北区大瀬柳 3512 番地	大高 重憲
〃	新発田市天王 1520 番地	磯部 昭

就任年月日 平成 27 年 7 月 9 日

2 退任

理事	阿賀野市分田 886 番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山 1 丁目 5 番 10 号	加藤 豊
〃	新発田市池之端 1234 番地	姉崎 康司
〃	阿賀野市上山屋 1 番地	古川 重夫
〃	阿賀野市発久 209 番地	中山 一巳
〃	阿賀野市五郎巻 1669 番地	小林 忠孝
監事	阿賀野市川前 21 番地	田村 助栄
〃	新潟市北区大瀬柳 3512 番地	大高 重憲
〃	新発田市天王 1520 番地	磯部 昭

退任年月日 平成 27 年 7 月 8 日

◎新潟県告示第1021号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、次のとおり渋海川頭首工管理規程、黒川頭首工管理規程及び鴨田川取水堰管理規程を認可した。

平成27年7月24日

新潟県長岡地域振興局長

1 管理規程を定めた者の所在及び名称

長岡市喜多町字川原1092番地1

信濃川左岸土地改良区

2 認可年月日

平成27年7月14日

3 認可した管理規程の概要

(1) 渋海川頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項

(2) 黒川頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項

(3) 鴨田川取水堰管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項

◎新潟県告示第1022号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、見附市の一部を受益地域とする県営杉沢地区農用地保全施設整備(ため池等整備「震災対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年7月27日から平成27年8月21日まで

3 縦覧に供する場所

見附市役所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1023号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営川茂地区区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備「生産基盤型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年7月27日から平成27年8月21日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所及び佐渡市役所羽茂支所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1024号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営満日地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年7月27日から平成27年8月21日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市秋葉区役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、土沢地区土地改良事業共同施行から区画整理事業（非補助）事業土沢地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。
平成27年7月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1026号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 処分をした年月日 平成27年3月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 イシザカ アイ・エフ・シー

石坂 浩

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市長崎3433-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第8962号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年4月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社堀川工業

堀川 光好

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区松浜みなと4-18

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第14571号

5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年5月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社小池組

小池 敏美

3 主たる営業所の所在地

村上市宿田330-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第477号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年5月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

森田工業

森田 長一

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区小須戸65

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43897号

5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年5月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

小林造園

伊藤 光雄

3 主たる営業所の所在地

糸魚川市大字藤後146-43

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43587号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年5月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ハリバートン・オーバーシーズ・リミテッド
遠藤 聡
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区太郎代2881-51
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41742号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社片野建設工業
片野 広
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区北葉町8-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第13891号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社テルクリエイト
植松 輝之
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区信濃町6-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第23479号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年5月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新井田塗装店
新井田 慎
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市長者館700-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第42524号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成27年5月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
安達建築
安達 儀雄
 - 3 主たる営業所の所在地
加茂市大字五反田394-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42923号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年5月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社渡辺建設
渡辺 直樹
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市上長木430-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第11520号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年5月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大明建設工業株式会社
斎藤 昭
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区東明4-6-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-22)第13593号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年5月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新成機工
稲垣 祐一
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市坂町1751-16
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42601号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成27年5月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年5月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社内山工務店
内山 幸和
 - 3 主たる営業所の所在地
中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎甲1139
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第18304号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新和設備有限会社
渋谷 清作
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市栃尾泉2508
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第16650号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大熊建設
大熊 孝永
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市下新3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第1078号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北陸維持サービス株式会社
高橋 勝行
 - 3 主たる営業所の所在地
加茂市千刈2-6-16
-

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40090号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
今井工業
今井 謙之輔
 - 3 主たる営業所の所在地
見附市学校町1-9-51
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第41895号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社佐藤松治鉄工所
佐藤 堅司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区入船町5-3937
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第4647号
 - 5 処分の内容 管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社みらいテック
伊藤 聡
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市金井新保61-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第11989号
 - 5 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社竹益
-

竹石 雄一

- 3 主たる営業所の所在地
三条市中新24-15
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第21370号
- 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年6月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社レーザーック柏陽
鈴木 正一
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字藤井1411
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42516号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渋井鋼材株式会社
渋井 信之
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下木戸1-18-24
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第13917号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
TOTO新潟販売株式会社
田中 徹
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区大形本町5-16-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42948号
 - 5 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月10日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社曙建設
田尻 正敏
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市干場2-17-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第6340号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ケンオー
笹森 利彦
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区漆山8687-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第22160号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大石組
大石 保男
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市南町2-4-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第6037号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社松波工務店
品田 洋一
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市松波2-4-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第9064号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
桜井建築板金
桜井 正義
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市一日市826-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43301号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ユーホームズ
上村 雄大
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市東泉田1059-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43278号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年4月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
八城屋木工
村山 作之進
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市田沢本村甲280-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第8250号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年6月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
たけだ重機
武田 達雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市大字押廻566
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39601号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年 7月 8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
泉左官工業
上村 稔
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市長森973-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43613号
- 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年 6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1027号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年 7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量(水準測量)
- 2 作業期間 平成27年 7月17日から平成27年12月18日まで
- 3 作業地域 糸魚川市

◎新潟県告示第1028号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年 7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 平成27年 7月3日から平成28年 2月29日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第1029号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年 7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(復旧測量(水準点))
- 2 作業期間 平成27年 5月22日から平成27年 6月30日まで
- 3 作業地域 南魚沼市六日町 地内

◎新潟県告示第1030号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塚山小国線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
---	---	------	-------	---	---

長岡市小国町横沢字金沢前川原 4748 番から	新	7.0～9.7メートル	135.3メートル
同市小国町横沢字金沢前川原4750番まで	旧	7.0～9.7メートル	135.3メートル

◎新潟県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 塚山小国線
- 2 供用開始の区間
長岡市小国町横沢字金沢前川原4748番から同市小国町横沢字金沢前川原4750番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年7月24日

◎新潟県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 半蔵金入広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市須原字大深沢 5034 番 73 から	新	11.5～26.0メートル	368.6メートル
同市須原字大深沢5034番73まで	旧	7.5～25.5メートル	369.9メートル

◎新潟県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 半蔵金入広瀬停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市須原字大深沢5034番73から同市須原字大深沢5034番73まで
- 3 供用開始の期日 平成27年7月24日

◎新潟県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市猿八字垣の内 241 番 3 から	新	4.5～21.5メートル	117.6メートル
同市猿八字垣の内178番 1 まで	旧	3.3～21.5メートル	149.9メートル

◎新潟県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市猿八字垣の内241番 3 から同市猿八字垣の内178番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 7月24日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成27年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年 7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成27年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務
 - (2) 委託業務の仕様等
平成27年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務に係る仕様書及び契約条項(以下「仕様書等」という。)による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。
 - (3) 委託期間
契約日から平成28年2月29日
 - (4) 業務実施場所
仕様書による。
 - (5) 入札方法
入札説明書による。
- 2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等
次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
電話番号 025-280-5161

Eメール：ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。
- (4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。
- (5) 日本工業規格K0311排ガス中のダイオキシン類の測定方法 附属書1に示すJ I S II形装置による排ガス採取の実績があること。
- (6) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (7) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 次の①又は②を満たす者であること。

①特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の排ガス区分の認定を受けていること。

②平成27年度に環境省が実施するダイオキシン類環境測定調査受注資格を、GC/MS法（従来法）により有していること。

- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成27年8月31日 午後1時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 柏崎ショッピングモール
所在地 柏崎市東本町一丁目315番1外
設置者 株式会社柏崎ショッピングモール

- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社スポットほか13者
(変更後) 株式会社スポットほか14者
- 3 変更年月日
平成27年6月4日
- 4 変更の理由
小売業者の入店があったため。
- 5 届出年月日
平成27年7月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 原信岩上店
所在地 柏崎市大字岩上字扇田251番1外
設置者 株式会社原信
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社原信ほか2者
(変更後) 株式会社原信ほか1者
 - 3 変更年月日
平成24年1月31日
 - 4 変更の理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の一部が撤退したため。
 - 5 届出年月日
平成27年7月10日
 - 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
 - 7 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
 - 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp
-

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越セントラルスクエア
所在地 上越市藤野新田1176-1 外
設置者 上新電機株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 上新電機株式会社 代表取締役 土井 栄次
(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役 中嶋 克彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者
(変更前) 新潟ジョーシン株式会社 代表取締役 山中 庸隆
(変更後) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山本 英寿
- 3 変更年月日
 - ・ 2 (1)に関する事項の変更
平成24年6月28日
 - ・ 2 (2)に関する事項の変更
平成25年12月1日（小売業を行う者の変更）
平成27年6月28日（小売業を行う者の代表者の変更）
- 4 変更の理由
 - ・ 2 (1)に関する事項の変更
建物設置者の代表者に変更となったため。
 - ・ 2 (2)に関する事項の変更
小売業を行う者及びその代表者を変更したため。
- 5 届出年月日
平成27年7月10日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信岩上店
所在地 柏崎市大字岩上字扇田251番1 外

- 設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
・株式会社トップカルチャー
(変更前) 午前10時
(変更後) 午前7時
 - 3 変更を予定する年月日
平成27年7月11日
 - 4 変更の理由
開店時刻の繰り上げにより、地域住民へのサービス向上を図るため。
 - 5 届出年月日
平成27年7月10日
 - 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
 - 7 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
 - 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越セントラルスクエア
所在地 上越市藤野新田1176-1外
設置者 上新電機株式会社ほか1者
 - 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
・株式会社トップカルチャー
(変更前) 午前10時
(変更後) 午前7時
 - 3 変更を予定する年月日
平成27年7月11日
 - 4 変更の理由
開店時刻の繰り上げにより、地域住民へのサービス向上を図るため。
 - 5 届出年月日
平成27年7月10日
 - 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
 - 7 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
 - 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
-

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 小出ショッピングセンター
所在地 魚沼市井口新田701番外
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社トップカルチャー
(変更前) 午前10時から午後10時（但し、年間90日午後11時）
(変更後) 午前7時から午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後12時
(変更後) 午前6時30分から午後12時
- 3 変更を予定する年月日
平成27年7月11日
- 4 変更の理由
開店時刻の繰り上げにより、地域住民へのサービス向上を図るため。
- 5 届出年月日
平成27年7月10日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、魚沼市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ダイレックス上越店
所在地 上越市安江二丁目90番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

- ・氏名又は名称 ダイワロイアル株式会社
法人代表者氏名 代表取締役 原田 健
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 ダイレックス株式会社
法人代表者氏名 代表取締役 貞方 宏司
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年3月11日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計 1,718平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計67台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計29台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計86平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計21立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ダイレックス株式会社
午前9時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設No.1 午前0時から午後12時
 - ・荷さばき施設No.2 午前6時から午後9時
- 7 届出年月日
平成27年7月10日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

公聴会の開催の中止について(公告)

新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)第5条の規定により、新潟都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成27年7月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成27年8月1日(土) 午前10時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
西区役所健康センター棟3階 大会議室

公聴会の開催の中止について(公告)

新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)第5条の規定により、新潟都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成27年7月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成27年8月3日(月) 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
新発田市中央町4丁目11番7号
中央公民館 講堂

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 落札件名及び数量

(1) ロータリ除雪車(2.2m級、後輪ダブルタイヤ付)	1台
(2) ロータリ除雪車(2.2m級、スイング式雪切板付)	1台
(3) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイング式雪切板付)	2台
(4) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付)	1台
(5) 除雪ドーザ(11t級、反転エッジ付)	1台
(6) 除雪ドーザ(14t級、反転エッジ付)	1台
(7) 小形除雪車(1.0m級)	3台
(8) 小形除雪車(1.0m級、ロング雪切板付)	2台
(9) 小形除雪車(1.3m級)	1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成27年6月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)、(7)、(8)及び(9)について
株式会社KCMJ新潟営業所
新潟県新潟市東区鷗島町6番8
 - (2) 上記1(2)、(3)及び(4)について
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地
 - (3) 上記1(5)及び(6)について
コマツ建機販売株式会社関越カンパニー
新潟県新潟市西区山田2307番地

- 5 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
28,707,040円
 - (2) 上記1(2)について
28,307,440円
 - (3) 上記1(3)について
57,694,880円
 - (4) 上記1(4)について
30,035,440円
 - (5) 上記1(5)について
13,895,920円
 - (6) 上記1(6)について
17,104,600円
 - (7) 上記1(7)について
23,945,520円
 - (8) 上記1(8)について
15,963,680円
 - (9) 上記1(9)について
13,813,840円
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
平成27年4月21日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
凍結防止剤散布車（湿式3 t級、4×4） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年6月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社K C M J 新潟営業所
新潟県新潟市東区鷗島町6番8
- 5 契約価格
18,338,590円
- 6 契約方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

病院局公告

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成27年7月24日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 業務の概要

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務 (以下、「本件業務」という。)

2 プロポーザルの内容

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務公募型プロポーザル (以下、「本プロポーザル」という。)の実施内容については、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務受託者募集要項 (以下、「プロポーザル実施要項」という。)に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要項を交付する期間及び場所

(1) 交付期間

平成27年7月24日(金)から平成27年8月7日(金)(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

新潟県立新発田病院 経営課(新潟県新発田市本町1丁目2番8号)

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 単独事業者又は複数事業者のコンソーシアム(共同事業体)であること。ただし、一応募者の代表事業者又は構成事業者が、他の応募者の代表事業者又は構成事業者となることはできない。

(2) 平成27年4月1日現在、新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されていること。(コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が当該名簿に登録されていること。)

(3) 本業務を受託するに当たり、以下の関係法令に基づく資格等を有していること。(コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が該当すること。)

ア 医薬品医療機器等法第39条に規定する高度医療管理機器等の販売業の許可

イ 医薬品医療機器等法第26条に規定する医薬品の卸売一般販売業の許可

ウ 毒物及び劇物取締法第4条の2に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(6) 次のいずれかに該当するものは応募者となることができない。

ア 国税及び地方税を滞納している者。

イ 本県の指名停止基準に該当し、指名停止処分を受けている者。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者。

(7) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3ケ年において12か月以上継続して救命救急センター機能を有する400床以上の病院における診療材料調達業務受託実績を有すること。

(8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った者でないこと。

(9) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要項による。

(2) 提出期限

ア 公募型プロポーザル方式調達業務参加申請書及びコンソーシアム構成表

平成27年8月7日(金)午後5時

イ ア以外の参加資格書類、企画提案書、業務経費見積書

平成27年8月28日(金)午後5時

- (3) 提出場所
上記3(2)の交付場所に同じ。
- (4) 提出方法
直接持参(郵送による提出は認めない。)
- 6 本プロポーザルに関する質問等
プロポーザル実施要項による。
- 7 審査及び結果の通知
 - (1) 審査
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務受託者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答等を総合的に評価し最優秀提案者(第1位交渉権者)及び次点の提案者を特定する。
 - (2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施
参加資格要件の結果通知により案内をした事業者には、提出のあった企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
なお、開催の日時及び場所等については、別途通知する。
 - (3) 失格
次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。
ア 契約締結までに、参加資格要件を欠くこととなった場合又は欠くことが判明した場合。
イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。
ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
 - (4) 審査結果の通知
審査結果は、提案者全員に文書により通知する。
- 8 契約の締結
 - (1) 選定委員会が最優秀提案者と決定した提案者と、詳細な業務仕様に関する協議及び契約の締結交渉を行う。
なお、合意した場合は随意契約を締結する。
 - (2) 最優秀提案者と交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者が契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合又は本提案競技において不正と認められる行為が判明した場合は、次点の提案者と契約の締結交渉を行う。
 - (3) 次点の提案者とも協議が整わない場合は、本契約は締結しない。
- 9 その他
 - (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
 - (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
 - (3) その他詳細は、プロポーザル実施要項及び仕様書のとおりとする。

一般競争入札の中止について(公告)

平成27年7月3日付けで公告した「全身用マルチスライスCTスキャナ装置」について、仕様書の見直しが必要となったため、入札を中止する。

平成27年7月24日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
南魚沼市	五日町病院	南魚沼市五日町 2375	南魚沼市	五日町病院	南魚沼市五日町 2375
	齋藤記念病院	南魚沼市欠ノ上4 78-2		<u>県立六日町病院</u>	<u>南魚沼市六日町 636-2</u>
	(略)	(略)		齋藤記念病院	南魚沼市欠ノ上4 78-2
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略)	(略)	上越市	(略)	(略)
	サービス付き高齢者向け住宅 サンクス高田 万来館 穂	上越市寺町3丁目10番11号		サービス付き高齢者向け住宅 サンクス高田 万来館 穂	上越市寺町3丁目10番11号
	<u>特別養護老人ホーム ほほ笑よしかわの里</u>	<u>上越市吉川区原 之町1819番地1</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第78号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成27年7月24日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成27年9月2日(水)から平成27年9月11日(金)までの8日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成27年8月4日(火)から平成27年8月5日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4 (4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4 (5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成27年8月18日(火)から平成27年8月19日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)